

## 報告書

令和7年9月10日

元 内閣府大臣官房総務課課長補佐

田原太郎

### 1. はじめに

私は、令和3年4月1日、内閣府大臣官房総務課課長補佐（審査担当）に着任し、令和5年4月1日に離任するまで、同職にありました。現在は、内閣府大臣官房公文書管理課企画官心得の職にあります。

内閣府大臣官房総務課は、内閣府設置法及び内閣府本府組織令の規定に基づき、「国の儀式に関する事務」を所掌しています。私は、令和4年7月当時、同課課長補佐として、故安倍晋三国葬儀の実施に関する内閣法制局への説明に同行する等の対応を行いました。

本調査報告書では、令和4年7月12日から14日までに、内閣官房及び内閣府が、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた際の同局とのやり取りに係る経緯について御報告します。

### 2. 令和4年7月12日～14日の内閣法制局とのやり取りに係る経緯等について

令和4年7月12日の夕刻、私は、内閣官房の担当者（西澤参事官（当時）及び御厩敷企画官（当時）、内閣府大臣官房総務課の中嶋護課長（当時）と共に内閣法制局第一部を訪れました。

内閣法制局においては、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることの根拠等について、内閣官房、内閣府側から説明を行ったことを記憶しています。また、その場で特段方針が変わるようなやり取りはなく、開始時刻や終了時刻を詳細に覚えてはいませんが、それほど長時間にはならず、その日の訪問は終えたことを記憶しています。

内閣府としては、内閣官房からの連絡を受け、内閣法制局に行くことになったと記憶しています。また、内閣法制局に持ち込んだ文書については、内閣官房が作成し、内閣府に共有されたのではないかと記憶しています（私は中嶋総務課長からメールの転送を受けたのか、直接内閣官房からメールで受け取ったのかなど、具体的な取得の方法に係る記憶は定かではありませんが、いずれにせよ、内閣法制局に行くこととなった中嶋総務課長と私が当該文書を取得したものと記

憶しています)。

その後、同日から14日にかけては、私が直接内閣法制局とやり取りをすることはなく、また、私自身の本務は内閣府における法令審査業務であって恒常的に繁忙であったこともあり、故安倍晋三国葬儀に係るその後の検討状況の逐一について特段記憶に残っていることはありません。甲9文書とされている令和4年7月14日付けの文書については、何らかの形で内閣官房から共有を受けたものと思いますが、その日時や方式について具体的に記憶していることはありません。

なお、内閣府が共有を受けていた案段階の文書をいつ廃棄したかについては記憶していません。私は、自分が使用する公用パソコンのメールについては、定期的に整理して保存不要と判断したものは廃棄しているほか、自分の執務スペースの紙文書についても、不要になったものはこまめに廃棄していますので、案段階の文書についても、この一環として適宜廃棄したものと思います。

令和4年9月に本件に関する開示請求があった際は、既に故安倍晋三国葬儀事務局<sup>1</sup>(以下「国葬儀事務局」という。)が設置されており、国葬儀に関する文書は国葬儀事務局に引き継がれていましたので、文書の探索は基本的に国葬儀事務局の執務室(総務課とは物理的に離れた部屋)等を対象に行われたと承知していますが、同年7月12日の内閣法制局訪問に同席した者として、私にも確認の依頼がありましたので、自身の公用パソコンや執務スペースを念のため確認しましたが、対象になるような文書はありませんでした。

---

<sup>1</sup> 故安倍晋三国葬儀事務局は、令和4年7月22日、故安倍晋三国葬儀の開催に必要な事務を行うため、内閣府大臣官房に設置(設置根拠は内閣府訓令)。なお、内閣府の大臣官房部局に対する開示請求は、大臣官房長宛に行うこととなっており、請求を受けた際は、窓口となった部局を中心に、大臣官房内で請求対象文書が存在する可能性のある範囲を探索する必要がある。

<参考>

●内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第2項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十二（略）

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四～六十三（略）

●内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十八（略）

二十九 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関して行う儀式に関すること。

三十～四十九（略）

2（略）